

専決処分について

大竹市土地造成特別会計において繰上充用を行うことについて、令和6年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月21日

大竹市長 入 山 欣 郎

令和6年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）

令和6年度大竹市の土地造成特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ712,943千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,513,459千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金の補正）

第2条 一時借入金の借入れの最高額に713,000千円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を1,513,000千円とする。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位 :千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入		628,612	712,943	1,341,555
	1 財産売払収入	597,554	712,943	1,310,497
歳 入	合 計	800,516	712,943	1,513,459

歳 出

(単位 :千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰上充用金		0	712,943	712,943
	1 繰上充用金	0	712,943	712,943
歳 出	合 計	800,516	712,943	1,513,459

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	628,612	712,943	1,341,555
歳入合計	800,516	712,943	1,513,459

(歳 出)

(単位 :千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 繰上充用金	0	712,943	712,943				712,943
歳 出 合 計	800,516	712,943	1,513,459				712,943

2 歳 入

（ 歳 入 ） 財産収入

（ 歳 入 ） 財産売却収入

（ 単位 : 千円 ）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 不動産売却収入	597,554	712,943	1,310,497	1 土地売却収入	712,943	土地売却収入 712,943
計	597,554	712,943	1,310,497			

3 歳 出

款) 4 繰上充用金

項) 1 繰上充用金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分			金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 繰上充用金	0	712,943	712,943				712,943	21 補償、補填及び賠償金	712,943	001 前年度繰上充用金 補償、補填及び賠償金 繰上充用金	712,943 712,943 712,943
計	0	712,943	712,943				712,943				